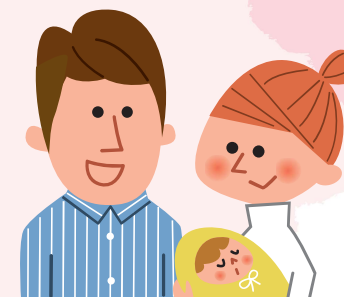


無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍の相談のことで」とお伝えください

	電話番号	所在地
北海道	札幌法務局	011(709)2311 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165 旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015 釧路市幸町10-3 釧路合同庁舎
東北	仙台法務局	022(225)5611 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933 福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
	秋田地方法務局	018(862)6531 秋田市山王7-1-3
青森地方法務局	青森地方法務局	017(776)9021 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
	東京法務局	03(5213)1344 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7461 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	048(851)1000 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
関東 甲信越静	千葉地方法務局	043(302)1316 千葉市中央区中央港1-11-3
	水戸地方法務局	029(227)9911 水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921 宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方法務局	027(221)4420 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
	静岡地方法務局	054(254)3555 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
	甲府地方法務局	055(252)7176 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
	長野地方法務局	026(235)6629 長野市大字長野旭町1108
	新潟地方法務局	025(222)1565 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
	名古屋法務局	052(952)8130 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	059(228)4192 津市丸之内26-8 津合同庁舎
中部	岐阜地方法務局	058(245)3181 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
	福井地方法務局	0776(22)4344 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
	金沢地方法務局	076(292)7829 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
	富山地方法務局	076(441)0550 富山市午島新町11-7 富山合同庁舎
	大阪法務局	06(6942)9459 大阪市中央区大手町3-1-41 大手前合同庁舎
近畿	京都地方法務局	075(231)0131 京都市上京区荒神口通河原町東上生州町197
	神戸地方法務局	078(392)1821 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
	奈良地方法務局	0742(23)5534 奈良市高畑町552
	大津地方法務局	077(522)4671 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
	和歌山地方法務局	073(422)5131 和歌山市2番丁3 和歌山地方合同庁舎
中国	広島法務局	082(228)5765 広島市中区上八丁堀6-30
	山口地方法務局	083(922)2295 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
	岡山地方法務局	086(224)5659 岡山市北区南方1-3-58
	鳥取地方法務局	0857(22)2260 鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
四国	松江地方法務局	0852(32)4230 松江市東朝日町192-3
	高松法務局	087(821)6191 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	088(622)4824 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
	高知地方法務局	088(822)3331 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
	松山地方法務局	089(932)5712 松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
九州・ 沖縄	福岡法務局	092(721)9334 福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185 佐賀市内2-10-20 佐賀合同庁舎
	長崎地方法務局	095(820)5953 長崎市万才町8-16
	大分地方法務局	097(532)3347 大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	鹿児島地方法務局	099(219)2105 鹿児島市山下町13-10
	宮崎地方法務局	0985(22)5250 宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
那覇地方法務局	098(854)7953 那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	

上記以外にも相談窓口があります。詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。
受付時間：平日 8:30～17:15



無戸籍者問題解消のため

民法が 変わりました

施行日：令和6年4月1日



3 なぜ嫡出推定制度が 無戸籍者問題の一因と なっているのですか？

母が、前夫との離婚後300日以内に子を出産した場合には、その子は民法上前夫の子と推定されるため、子の血縁上の父と前夫とが異なるときであっても、原則として、前夫を父とする出生の届出以外受理されません。

このような戸籍上の扱いを避けるために、母が子の出生の届出をしないことによって、子が無戸籍になっているとの指摘があります。





1 なぜ民法を改正したのですか？

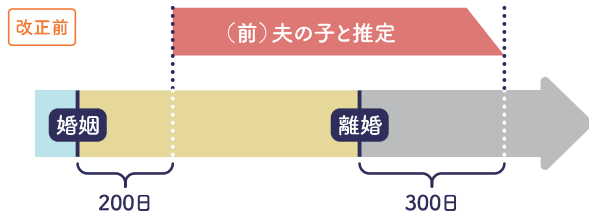
子の出生の届出をしなければならない方が、何らかの理由によって出生の届出をしないために、戸籍に記載されない子が存在するといういわゆる無戸籍者問題の一因として、民法の嫡出推定制度の存在が指摘されていました。

このため、無戸籍者問題の解消に向けて、民法の規定が改正されました。

2 嫡出推定とは何ですか？

民法は、生まれた子の父が誰であるかを法律上早期に確定して子の利益を図るため、嫡出推定という制度を設けています。

改正前の民法では、婚姻の成立した日から200日を経過した日より後に生まれた子又は離婚等により婚姻を解消した日から300日以内に生まれた子を、夫の子と推定することとしていました。

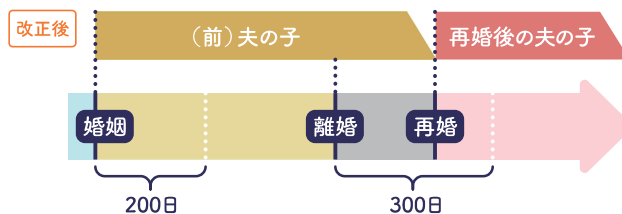


4 改正のポイントは何か？

ポイント① 嫡出推定に関する改正

婚姻の成立した日から200日以内に生まれた子についても、夫の子と推定することとし、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子については、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定することとしました。

これにより、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた場合には、再婚後の夫を父とする出生の届出が可能となりました。



ポイント② 嫡出否認の訴えに関する改正

改正前の民法では、夫のみが、嫡出否認の訴えにより、父子関係を否定することができることとされていましたが、今回の改正により子及び母も嫡出否認の訴えを提起できるようになりました。

また、改正前の民法は、嫡出否認の訴えの出訴期間を1年としていましたが、今回の改正により、出訴期間が3年に伸長されました。

これにより、子又は母は、自ら嫡出否認の訴えを提起し、これを認める判決を得た上で、(前)夫を父としない出生の届出をすることが可能となりました。



5 改正法はいつから施行されるのですか。

令和6年4月1日から施行されています。

改正法のより詳しい内容は https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html をご覧ください。

改正法は、原則として、令和6年4月1日以後に生まれる子に適用されますが、

令和6年4月1日より前に生まれた方やその母も令和6年4月1日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起することが可能です。

